

## 廃棄物処理の再委託と不法投棄

千葉県印旛地域整備センター用地課長 石渡正佳

### 1 再委託禁止について

再委託とは、廃棄物処理業者が処理（収集運搬・処分）を受注した廃棄物を、未処理のまま他の処理業者に委託することを言う。（外注、アウトソーシング、下請取引、丸投げなどと同じ）

再委託が禁止されている背景には、処理費の「中抜き」、「ピンハネ」、「バックマーゲン（キックバック）」、「仲介料」などによって、低廉な価格で再委託されることが、不正業者や無許可業者への再委託＝不法投棄につながりやすいためである。

しかし、自社処理のできない廃棄物が混入してしまうことは日常的にあり、それを再委託できないと、いちいち返品しなければならないことになるなど、実態に即さない面もある。

再委託違反に罰則がなかった時代もあったため、再委託は今でも日常的に行なわれている。かつては処理能力の10倍以上の受注を行い、大半を再委託してしまう業者もあった。再委託違反に罰則が設けられ、不法投棄と同列の厳罰化（許可取消しの義務化）がされてからは、再委託は減少傾向にある。ただし、軽微な再委託、やむをえない事情による再委託までとがめると、産廃業界は全滅してしまいかねない。あからさまな再委託は減少しても、再委託を偽装する手口は増えているため、実態としてはあまり変わらない面もある。

産業界全体としては、再委託＝アウトソーシングを推奨する動きがある中、廃棄物処理業界だけ再委託を禁止し、再委託違反に対して不法投棄と同列の厳罰（許可取消し）を設けることは、いかに再委託が不法投棄につながりかねないからとはいえ、過剰反応＝不法投棄恐怖症とも言える措置である。

### 2 再委託の実態について

#### （1）収集運搬の再委託

収集運搬については、一回の再委託は再委託契約書なしに認めるという自治体（東京都）もある。

用車（他社の車両を運転手も込みで一時的に借り上げる）も、慣行として行なわれているが、実質的に収集運搬の再委託及び無許可収集運搬業になる場合が少なくない。

無許可業者の「受託禁止違反」の条項が追加されるまでは、収集運搬業者が処分まで受

注してしまう処分一括受注が一般的に行なわれていた。一括受注では、収集運搬業者が処分料金の中抜き、ピンハネをすることが普通だった。また、運搬先を振り替えてしまうこともあった。

受託禁止違反が設けられた後は、収集運搬業者が処分業者を紹介・仲介し、処分料金を一括受納する方式になっている。しかし、処分料金の中抜きが行なわれている実態には変わりはない。

積替保管施設が、事実上の「もぐり処分場」として、処理まで受注し、廃棄物を積み上げたまま放置し、あるいは無許可のダンプに再委託するタイプの不法投棄が、かつては多かった。こうした積替保管施設（収集運搬業者）に対して、中間処理施設がマニフェスト上の名義を貸す場合もあった。

## （２）処分の再委託

中間処理施設が処理能力を超えて産廃を受注し、未処理廃棄物を他の業者に再委託することは、かつては一般的に行なわれていた。多段階の再委託、書類上だけの再委託（トンネル再委託）も珍しくなかった。再委託を受けることを専門にしている許可業者もあった。無許可業者に再委託されれば、当然不法投棄されることになる。

再委託を隠蔽するため、最終処分場と結託し、マニフェストはすべて最終処分済みのスタンプを押しているケースも多かった。

実態の伴わない空伝（空マニフェスト）や、スタンプを押してもらっただけの料金である「はんこ代」も横行していた。

現在は、オーバーフロー受注に対する検査体制が充実してきたので、減少傾向にあるが、なお中間処理施設のオーバーフロー体質は残っている。

処理後の残渣の外注（最終処分など）は、再委託とはならないため、再委託厳罰化後は、処理残渣を偽装した未処理廃棄物の再委託が行なわれている。とくに、容器包装の選別残渣偽装（未選別の容器包装を、選別残渣として最終処分する偽装）が目立つ。

関連会社との売買やリサイクル偽装によって再委託違反を免れるケースも増えている。本来は廃棄物処理の再委託になるが、リサイクル製品として販売したことにして、裏金で処理費を渡す手口である。

## （３）仲介業者の介在

無許可業者が廃棄物処理を受注すると「受託禁止違反」となるが、仲介だけを行なう無許可の仲介業者なら、再委託とはならない。このため、あえて許可を取らない仲介業者が増えている。

法人の場合と個人の場合があるが、「自分を通さなければ〇〇処分場には出せない」とい

うブローカー的な人物も多い。

仲介業者や、仲介を行なう収集運搬業者は、手数料と称して処分料の中抜きを行なうことが一般的で、その手数料（粗利と呼ばれている）は20～30%にもなる。仲介業者の多くは、処分場と結託しているが、中には排出事業者と結託している場合もある。仲介業者が排出事業者の退職者の再雇用の受け入れ先になっている場合もある。ほとんどペーパーカンパニーに等しい仲介業者もある。

個人のブローカーが介在する場合は、処分業者からのバックマージン（キックバック）がある。これは1立方メートル（または1トン）あたり500円～2000円程度である。

最近では、インターネットなどを活用した情報の公開性、多数の処理業者のネットワーク化、優良処理業者の審査や現地調査、低廉な仲介手数料などを担保とした、新たなタイプの仲介業者も出ており、産廃業界の再構造化に貢献している。

### 3 再委託の規制緩和について

古くから廃棄物処理法の適用除外とされてきた古紙の流通では、一次問屋が地場で小さく集め、二次問屋が広域に大きく集めて、製紙メーカーに卸している。

再委託を禁止してしまうと、こうした業界の構造化が阻害される。

再委託は、廃棄物を効率的に処理するため、どうしても必要になる局面があるため、再委託を禁止していても、脱法的な再委託が行なわれることになる。

脱法的な再委託は、中抜き、バックマージンなどの不正な取引の原因となる。脱税や、暴力団の資金源になる場合もある。

<再委託を認めてほしいケース>

#### (1) 臨時的な再委託

施設のトラブル等により、臨時的に再委託が必要になる場合がある。排出元と再委託契約書を締結することにより、現在も認められている。

- ※ 再委託契約書は改めて締結せず、委託契約書に再委託条項を加えれば再委託できる規制緩和を行なってはどうか。
- ※ 臨時的な再委託は、処理能力の14日分（保管上限）を上限とすること、排出元への事前了解・事後報告を義務付けることを条件とすべきである。

#### (2) 処理困難物の再委託

入荷後の手選別、選別の過程で、許可品目外の廃棄物や、許可品目であっても自社処理困難物が生ずることがある。再委託を認めない場合は、返品が必要になる。

- ※ 処理困難物については、委託契約書に再委託条項を加えれば再委託できる規制緩和を

行なってはどうか。また、分離困難な状態で排出される許可品目外廃棄物についても、再委託を認めてはどうか。

※ 処理困難物の再委託は、委託量の10%以内に限定すべきである。

### (3) 選別後廃棄物の再委託

混合状態で排出される廃棄物は、選別後でなければ、品目ごとの数量がわからず、処分先の最適化が行えない場合が多い。

※ 選別の許可をするかどうか、選別後廃棄物の再委託を認めるかどうかは、自治体によって見解が異なる場合があるので、統一すべきである。

※ 積替保管施設で行なわれている手選別についても、選別後廃棄物の再委託を認める規制緩和を行なってはどうか。

※ なお、いずれについて、選別能力あるいは保管能力を上限として再委託を認める歯止めが必要である。

### (4) 収集運搬の再委託

収集運搬の再委託については、排出元に情報公開・報告を義務付けた上、1回にかぎり認めることを明確にすべきである。

※ 再委託マニフェストの様式を整備する必要がある。

### (5) 包括処理委託契約

排出元から処分先を特定せずに廃棄物の処理・リサイクルを包括的に受注し、最適な処理業者の組み合わせを決定して、社内処理しないものは再委託する商社業務を認めることで、廃棄物処理業者の大規模化やネットワーク化を促進することができる。コンサル系企業には、すでに商社業務（優良処理業者仲介及び代金支払代行）を行なっているところがある。

※ 包括的処理委託契約書、再委託マニフェストの様式を整備する必要がある。

※ 情報公開、報告の義務化が必要である。

※ 一定要件を満たす業者にのみ能力の上限を付して許可すべきである。（許可条件に、「包括処理受託は許可を受けた処理能力の2倍までとする」といった限定を付ける。）

※ 処理料金の中抜きを禁止する。